**平成２９年（フ）第４４０号**
堺市西区北条町１丁15番９号　さとうハイツ101号、前住所大阪府松原市西大塚２丁目466番地の110
債務者　川端　一馬
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第４５４号**
堺市南区三原台３丁40番１―104号
債務者　北林　光則
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第４７７号**
堺市南区竹城台１丁１番３―1112号
債務者　西本正次郎
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第４８４号**
大阪府藤井寺市藤井寺２丁目４番44号、前住所大阪府大阪狭山市西山台５丁目３番38―506号
債務者　丸岡　康英
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第４９５号**
堺市北区東上野芝町２丁500番地１　ファミールハイツ上野芝Ⅰ―1005
債務者　藤田　雄名（旧姓垰田）
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第５０１号**
堺市美原区北余部西４丁目２番８―409号
債務者　森本　由美
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第５１２号**
大阪府富田林市若松町４丁目10番47号（105）
債務者　喜田　一也
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第５２９号**
堺市堺区二条通５番11号
債務者　帯谷　聖子
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第５３９号**
堺市中区小阪202番地13
債務者　堀添　智子（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第５４８号**
大阪府南河内郡河南町大字一須賀103番地の１　107号、前住所大阪府富田林市甲田５丁目２番25号
債務者　北井　一隆
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第５４９号**
大阪府河内長野市錦町25番85号
債務者　北井　良子
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第５５０号**
堺市南区庭代台２丁１番12―107号
債務者　坂　達郎
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第５５１号**
堺市西区浜寺諏訪森町西２丁114番地　諏訪森団地１棟504号
債務者　長石　克弥
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第５５２号**
堺市西区浜寺諏訪森町西２丁114番地　諏訪森団地１棟504号
債務者　長石　智子
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第５５８号**
堺市西区鳳西町１丁78番地６
債務者　守田　成子
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第５６４号**
大阪府河内長野市千代田台町１番15―203号
債務者　吉田　憲
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第１３６号**
盛岡市下鹿妻字前田114番地
債務者　村谷　恵
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２９年（フ）第７８号**
群馬県邑楽郡大泉町富士２丁目21番20号
債務者　櫻井　朝道
1　決定年月日時　平成29年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで　前橋地方裁判所太田支部